

# 鉄道労働優先の労務政策 新たな合理化を許す

## 京葉線暫定開業で団交

十月十五日、JR千葉支社で  
動労千葉の基本要請に關する申  
し入れ(申二号)、京葉線開業  
に併り合理化、諸施策に關する  
解明要求(申三号)に対する団  
交が開催された。

会社側の回答は、いずれも木  
で鼻をくくったような回答であ  
り、動労千葉は、まず、誠意あ  
る団交のあり方をめぐって当局  
を追及した。

そもそも、労働条件の変更が  
あった場合、当局は、すみやか  
にその労働条件を明らかにし、  
団体交渉でその内容を提示すべ  
きなものである。しかし、当局は  
それすらも否定し、本年三月ダ  
イ改時には、鉄道労連が妥結し、  
ダイ改準備が終了した時点でA  
・Bダイヤを提示するといった全  
くふざけた対応に終始したのである。

そして、今回の団交時においても、十二月  
ダイ改一月半前というおしこまれた時期にもか  
かわらず「A・Bダイヤはまだ精査できない」と  
して明らかにしないのである。また、文書解答  
からもわかるとおり、A・Bダイヤを提示した  
としても「関係社員に徹底する」といつて組合  
を全く無視する回答なのである。

### 全支部、営業協議会でスト体制を!

今次「六三・十二京葉線暫定開業」に併りダ  
イ改は、①構内運転士を「暫定免許」なるもの  
で運転士の資格のない者に構内運転作業を行わ  
せる。②構内運転士に検修業務を行わせる、兼  
掌化などの合理化攻撃がかけられている。

そもそも、構内運転士は高令者対策としての  
職種である。それを、運転士の資格のない者に  
構内運転作業を行わせることで、高令者を構内  
運転士からはずき出し、「出向」等においてや  
ることを狙っているのである。断じて許せない。  
全支部でスト体制を確立し、新たな合理化粉砕  
へ!

動労千葉申2号に対する当局の不誠実な回答又は見解

申し入れ事項	当局回答または見解
1. 団体交渉に関する不誠実な対応を改め、誠意をもって諸案件の解決を図ること。	従来から誠意を持って対処してきているところである。
2. 出向については、本人の同意なしに強行しないこと。	出向については、関連会社の育成及び民間企業にふさわしい人材の育成等を目的に行っているものであり、その任用については、就業規則に基づき実施している。
3. 強制的な労務政策を改め、次の点について改善すること。 (1) 組合差別を行わず職場での組合活動を保障し、組合事務所及び組合掲示板の使用を認め、確保すること。 (2) 労務政策のために強行されている運転保安無視の視察、介入を中止し、「アゴヒモ」「避光幕」については、乗務員の自主的な判断に委ねること。 (3) 運転事故等に関する組合差別を全面化した乗務停止等の制裁行為は直ちに中止すること。	本社・本部間で協議中の労使間の取扱いに関する協約等の締結状況下において、便宜供与の扱いを検討していくこととなる。 「アゴヒモ」、「避光幕」は従来から作業標準により指導しており、乗務員の自主的な判断で行うものではない。 乗務停止の取扱い、乗務員としての再教育の一環として行っているものである。
4. 運転関係から駅等への強制配転者については、ローテーションを確立するなど、すみやかに元職に戻す施策を講ずること。	今後とも構造的で弾力的な人事運用を行う考えであり、ローテーション化や期限付きで運用する考えはない。
5. 「京葉線の暫定開業」等に関する運転保安、作業安全の確立をはじめとする労働条件等について、誠意をもって解決すること。	運転保安、作業安全については、万全を期している。
6. 「63・3ダイ改」の強行により極限的な労働条件下にあり、運転保安、作業安全が危機的な状況にあるので改善施策を講ずること。	運転保安、作業安全は鉄道事業における経営の基盤であり、守る安全からチャレンジする安全へと現在、自分達で考え立てた目標を守るという「チャレンジセーフティ運動」を実施中である。
7. 「64・3ダイ改」については、「63・3ダイ改」で劣悪化した運転保安、作業安全の確立をはじめとする労働条件の整備、改善を重点に、早急に計画内容を明らかにし、誠意をもって解決すること。	64年3月新商品計画の概要については、すでに説明したとおりであるが、具体的なものについては、現在精査中である。
8. 現在の要員状況を明らかにし、欠員についてはすみやかに補充すること。	業務に必要な要員は確保してある。なお、病気等による要員状況によっては、祝日の買上げなどにより対応することも考えられ、面的に要員を補充する考えはない。

動労千葉申3号に対する当局の不誠実な回答又は見解

申し入れ事項	回答又は見解
1. A・B運用について、すみやかに提示すること。	精査でき次第関係社員に周知徹底をはかる。
2. 構内関係の作業ダイヤをすみやかに提示すること。	
3. 検修職の限定免許および正規に発令されていない者による構内運転は絶対に行わないこと。	限定免許取得者等は定められた構内における運転操縦が可能である。
4. 検修業務については、「職制」に定める検修職の専門の要員を配置すること。	職制の定めにより業務を行うこととなる。
5. 構内運転士を本線乗務させるような要員配置は行わないこと。	
6. 津田沼運転区のB運用をすみやかに提示するとともに、指導、技術、事務の要員削減計画を中止すること。	B運用については、精査でき次第関係者に周知徹底を図る。また要員については業務量に見合った体制としたものである。
7. 習志野電車区の転制、誘導の要員削減計画を中止すること。	要員については業務量に見合った体制としたものである。
8. 京葉線輸送の交番係は、一休体制を確保すること。	
9. 基準運転時分、表定時分は現行通りとし、スピードアップ計画は中止すること。	101系電車の103系化に伴い基準運転時分を見直したものである。
10. 新張電車区の外注業務を直営化することに関して、業務量および要員計画を明らかにすること。	すでに説明した内容で実施していきたい。
11. 直営売店については、長時間にわたる勤務制の指定は行わないこと。	勤務制の適用については、作業実施等考慮するなかで指定するものである。
12. 隔日交代(1種)2形の勤務指定は行わないこと。	勤務制の指定は業務実施を勘案し、就業規則に基づいて実施すること。

全組合員と家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉砕せよ!



1988.10.21  
No.2911

国鉄千葉動力車労働組合  
千葉市要町二一八(動力車会館)  
(鉄電)二九三五(六)公衆○四七二二(七)七二〇七

10/23 三里塚  
総結集しよう